

やまなし新規就農アシスト事業実施要領

(目的)

第1条 やまなし新規就農アシスト事業（以下「本事業」という。）は、新規就農者を確保するため、親族が経営する県内の農業経営体に就農した農家子弟が規模拡大する際、又は新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。以下同じ。）が就農する際の初期負担を軽減し、経営の早期安定に資することを目的として実施する。

(事業内容)

第2条 本事業は、親族が経営する県内の農業経営体に就農した農家子弟が経営規模を拡大する際又は新規参入者が就農する際に必要な農業用機械・施設等をリース事業者からリース方式で導入し、当該リース事業者へ当該農業用機械・施設等の取得費用の一部を市町村が補助する場合に、県が市町村に対して助成する。

(事業対象者)

第3条 本事業に取り組むことができる者（以下「取組主体」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

1 農家子弟の場合

- (1) 三親等以内の親族が経営する県内の農業経営体に就農した農家子弟であること
- (2) 就農時の年齢が55歳未満であること
- (3) 補助金交付申請時に、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定（親族と共同名義の認定を含む。）を市町村長等から受けていること
- (4) 事業導入年を含む5年間のうちに次に定めるいずれかの規模拡大を目指すこと

ただし、規模拡大する農地については、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。）を活用すること

ア 果樹 露地30a以上又は施設10a以上（補助金交付申請時までに農地中間管理機構を活用して確保した経営面積が10a以上）

イ 水稻 10ha以上（補助金交付申請時までに農地中間管理機構を活用して確保した面積が1ha以上）

ウ 畜産 飼養頭数の5%以上の増

エ その他 露地50a以上又は施設10a以上（補助金交付申請時までに農地中間管理機構を活用して確保した経営面積が10a以上）

2 新規参入者の場合

- (1) 独立・自営就農し、就農後5年以内であること
- (2) 就農時の年齢が55歳未満であること
- (3) 補助金交付申請時に、農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を市町村長等か

ら受けていること

(事業対象機械・施設等)

第4条 本事業の対象とする農業用機械・施設等は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 取組主体が自ら使用するものであること
- (2) 運搬用トラック、パーソナルコンピューター、バックホーなど、農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと
- (3) 農用トラクター、田植機、コンバイン又は乾燥機のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについては、「新たな農業機械安全性検査精度への対応について」(令和7年3月25日付け6農産第5120号農産局長通知)に規定されている国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査に合格したものであること。

(リース契約)

第5条 本事業の対象とするリース契約は、取組主体とリース事業者との間において、リース期間、リース料、リース料納入の期限及び方法、瑕疵担保、保守・修繕の方法等について明記された書面によるものとする。

(事業実施手続き)

第6条 事業を実施しようとする市町村長は、事業実施計画承認申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の計画内容の審査を行い、適当と認めたときは事業計画承認通知書(様式第2号)により通知する。
- 3 知事は、必要に応じて公益財団法人山梨県農業振興公社が主催する就農促進会議の意見を聴くことができるものとする。

(事業の実施)

第7条 市町村長は、事業実施計画の内容を変更しようとするときは、前条の事業計画承認に準じて、速やかに変更承認の手続きをしなければならない。

(県の助成)

第8条 本事業に係る県の助成は、「やまなし新規就農アシスト事業費補助金交付要綱」の定めるところによる。

(留意事項)

第9条 市町村長は、本事業が適切に行われるよう、リース事業者の財務状況や過去の実績等の情報についてリース事業者へ照会するなど配慮するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月7日から施行する。